

## り災証明書の交付を申請される方へ



### り災証明書とは

- ・火災があったことを消防署長が証明して交付するものです。
- ・火災保険金の請求や焼損物の処分等の手続きをされる場合に、消防署長が交付する「り災証明書」が必要になる場合があります。
- ・交付できるのは、消防署が把握している火災に限ります。
- ・手数料は無料です。
- ・自然災害（地震、暴風、豪雨など）に遭われた方の罹災証明ではありません。



### り災証明書の使いみちは

- ・廃棄手数料減免（焼損物の処分等）
- ・火災保険金等の請求
- ・見舞金の請求
- ・確定申告
- ・免許証の再交付
- ・登記
- ・税金の減免 など



### 申請者（証明を受ける人）の対象者は

- ・火災があった建物・物件の所有者、管理者、占有者
- ・保険金受取人
- ・同居親族
- ・「ひとり暮らし高齢者等」の親族



### り災証明書の交付申請方法は

① 電子申請と②紙申請があります。

| 申請者 |            | ①電子申請 | ②紙申請 | 委任状 |
|-----|------------|-------|------|-----|
| 本人  |            | ○     | ○    | ×   |
| 関係者 | 同居親族       | ×     | ○    | ×   |
|     | 社員、従業員等    | ×     | ○    | ×   |
| 第三者 | 保険会社、解体業者等 | ×     | ○    | ○   |

※ 本人以外の申請は、電子申請は利用できません。

※ 第三者による紙申請及びり災証明書の受取には、委任状が必要になります。

詳しい申請方法については、裏面をご参照ください。

## ① 電子で申請する流れ

- (1) あいち電子申請・届出システムの申請フォームから申請します。
- (2) 申請完了後、登録した電子メールアドレスに申請完了メールが届きます(※1)。
- (3) 担当者が申請内容を確認します(※2)。
- (4) 確認後、発行完了メールが届きます。
- (5) 申請した消防署の窓口で、り災証明書を受け取ります(※3)(※4)。

(※1) [noreply@mail.graffer.jp](mailto:noreply@mail.graffer.jp)からのメールを受信できるように設定してください。

(※2) 申請内容確認のため、電話やメールをさせていただくことがあります。

(※3) 申請する消防署は、市内の4消防署(足助・北・中・南消防署)の中から選択できます。必ずしも火災に対応した消防署でなくても構いません。

- (※4)
- ・申請者本人が受け取る場合は、申請時に添付した本人確認書類をご持参ください。
  - ・関係者の方(同居親族、社員、従業員等)が受け取る場合は、申請者との関係が分かる書類をご持参ください。  
(例：マイナンバーカードや運転免許証、社員証や名刺等)
  - ・第三者(保険会社、解体業者等)の方が受け取る場合は、委任状及び身分証明できる書類をご持参ください。  
(例：マイナンバーカードや運転免許証、社員証や名刺等)

### あいち電子申請・届出システム二次元コード

足助消防署



北消防署



中消防署



南消防署



## ② 紙で申請する流れ

- (1) 消防署の窓口で「り災証明交付申請書(様式第18号)」を提出します(委任状が必要な場合は、委任状も提出してください。)
- (2) 担当者が申請内容を確認します。
- (3) り災証明書交付準備完了の連絡があります。
- (4) 申請した消防署の窓口で、り災証明書を受け取ります。

豊田市ホームページ 二次元コード⇒  
各様式はこちらからご参照ください。



### 【消防署窓口・問合せ(担当：指揮調査担当)】

|          |                        |              |
|----------|------------------------|--------------|
| 豊田市足助消防署 | ： 豊田市桑田和町中貝戸 6 番地      | 0565-62-0119 |
| 豊田市北消防署  | ： 豊田市四郷町森前南 6 番地 1     | 0565-43-0093 |
| 豊田市中消防署  | ： 豊田市長興寺 5 丁目 1 7 番地 1 | 0565-35-9721 |
| 豊田市南消防署  | ： 豊田市和会町長田 3 番地 1      | 0565-25-9008 |